

# 計 画 審 査 書

堺環共第 732 号

平成 20 年 7 月 4 日

株式会社ダイカン

代表取締役 吉村 太郎 様

堺 市 長

木 原 敬 介

## 株式会社ダイカン堺事業所プラント更新事業に係る配慮計画書 に対する環境の保全の見地からの意見（申述）

平成 20 年 4 月 30 日付けで提出のあった標記配慮計画書について、環境の保全の見地から検討した結果、堺市環境影響評価条例第 11 条第 1 項の規定により下記のとおり意見を申し述べます。

### 記

#### 1 計画案の検討・策定

CO<sub>2</sub>排出量の削減及び計画施設の焼却能力を 120 t / 日・炉とすることについて、現状及び将来の焼却廃棄物の性状から、その妥当性を十分精査すること。

計画施設の供用に伴う温室効果ガスの排出抑制のため、施設計画に当たっては、可能な限りエネルギーの効率的利用や最新技術の採用に配慮すること。

#### 2 環境影響要因の抽出及び評価項目の選定等

計画施設は「堺市景観条例」に定める大規模建築物等に該当することから、景観の保全に十分配慮すること。

焼却能力が 192 t / 日から 240 t / 日に増加することに伴う大気汚染物質等の影響をできる限り抑制するため、採用する公害防止設備については最新の環境対

策に配慮すること。

煙突ダウンウォッシュの予測時における風速の設定については実際の煙突頭頂部における風速を用いること。また、ダウンウォッシュを回避する場合の前提となる風速についても同様とし、排出速度及び頂部径を決定すること。

計画地近傍に建物ダウンウォッシュが起こる可能性のある建物がある場合は、早期に検討を行い、周辺地域への影響を回避もしくは低減するよう配慮すること。

煙突から排出される有害物質について測定結果を整理し、評価項目を再検討すること。

環境負荷の低減のため、脱硝効率については更に検討を加え、その経緯を実施計画書に記載すること。

事業関連車両が増加することから、増大する環境負荷について調査し、環境影響が認められると判断される場合には、環境配慮について整理すること。

工事中の排水については、汚染した水が公共水域に流出しないよう凝集沈殿などの保全対策を検討し、その経緯を実施計画書に記載すること。

大屋根下では廃棄物の選別や破碎作業が行われており、粉じんの飛散、悪臭の漏洩等が考えられることから、環境保全対策についてさらに検討すること。

緑地の整備に当たっては、現況と同等以上とし、従業員の就業環境面からも配慮すること。

土壌汚染を評価項目にするとともに、土壌分析の結果から土壌汚染が認められた場合は、適切に対応すること。

ダイオキシン類については、完全に安全な状態であることを確認するためにも、旧施設撤去工事において、評価項目として選定すること。

解体工事に伴う廃棄物リサイクルの可能性の検討については、その経緯を実施計画書に記載すること。

事業の実施に当たっては、堺市地域省エネルギービジョンにおける目標に留意

し、施設におけるエネルギーの効率的な利用等温室効果ガス排出量の抑制に十分配慮すること。

新たに苛性ソーダを使用するなど、劇物の貯蔵等も増えることを考慮し、法令遵守だけでなく、更なる安全性を確保すること。

事業者所有の収集運搬車両以外の搬入車両についても、シート掛け及び過積載防止の協力要請を実施すること。